

物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業助成金（1世帯7,000円）について

町では、コロナ禍における原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するための対策として、令和4年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7,000円の給付を行います。

●給付の対象者

住民税非課税世帯*のうち、以下の①～③のいずれかに該当する世帯

*令和4年6月1日時点で鏡石町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給者を含む）。ただし、住民税が課税されている他の親族等に扶養されている人がいる場合は除く。

①世帯全員（単身、夫婦）が65歳以上の高齢者世帯 ②障がい者世帯 ③ひとり親世帯

●申請方法

対象となる世帯には町から申請書をお送りしますので、必要事項を記入の上、返送してください。

●申請期限 10月31日(月)

●受給者（申請者） 本給付金の受給権者は、上記支給対象世帯の世帯主となります。

●給付時期 10月から支給開始できるよう準備を進めています。

●問い合わせ先 福祉こども課 ☎62-2210

建築物の建築には“確認申請”が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の新・増築や建物の用途変更などの際には、事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q1 建築物とは？

A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？

A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等をホームセンターで購入し、置きたいのですが？

A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？

A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、きれいなまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫として建築できても、事務所や工場としては建築できない地域がありますので、事前に確認してください。

Q5 違反建築になるとどうなるの？

A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。



●問い合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

オミクロン株対応のワクチン接種について

オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチンは、従来株とオミクロン株の両方に対応した「2価」のワクチンで、重症化予防だけでなく、感染予防効果も期待できるとされています。

また、ワクチンの安全性については、従来のワクチンと同等であるとされています。

1 接種対象者

1・2回目の接種を完了した12歳以上の方

2 接種できる時期

(1) 12歳以上60歳未満で3回目接種が完了していない、または60歳以上で3・4回目接種が完了していない方

⇒10月以降順次医療機関で接種を受けることができます。

(2) 12歳以上60歳未満で3回目接種が完了している方

⇒接種券を10月中旬に発送し、11月ごろから接種を開始する予定です。

(3) 60歳以上で4回目接種が完了している方

⇒接種券を12月中旬に発送し、令和5年1月から接種を開始する予定です（予定が前倒しになった場合は12月から接種を開始することもあります）。



◆鏡石町のワクチン接種率（令和4年9月20日現在）

区分	人数	接種人数（接種率）							
		1回目		2回目		3回目		4回目	
65歳以上	3,559	3,383	95.1%	3,380	95.0%	3,264	91.7%	2,507	70.4%
65歳未満	8,557	7,250	84.7%	7,202	84.2%	5,524	64.6%	617	7.2%
対象者（5歳以上）	12,116	10,633	87.8%	10,582	87.3%	8,788	72.5%	3,124	25.8%
0～4歳	495								
全住民	12,611	10,633	84.3%	10,582	83.9%	8,788	69.7%	3,124	24.8%

※対象者数は令和4年1月1日現在の住民基本台帳による。

●問い合わせ先

●新型コロナウイルス感染症に関する一般的なこと 健康環境課 ☎62-2115

●ワクチン接種の予約に関すること 鏡石町コールセンター ☎0120-006-873（フリーダイヤル）

コロナ濃厚接触者・有症状者の方に検査キットを配布します

福島県では、新型コロナウイルス感染症について、医療機関への受診集中により必要な方への医療提供が困難になる事態を防ぐこと、及び感染の早期探知により感染拡大を抑制するため、濃厚接触者や発熱等の有症状の方に対して、まずは、ご自宅等で速やかに検査をしていただけるよう、抗原定性検査キットを無料で配布しています。

申請の方法などについては、スマートフォン等で下のQRコードを読み取り「福島県新型コロナ検査キット申込サイト」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

●申込期限 10月31日(月)15時まで

●問い合わせ先

福島県新型コロナ検査キット配布センター ☎0120-941-546（土日祝日を含む9時～19時）

